

家庭用ガス温水暖房プラン定義書  
(温水ほっと<エナジー宇宙エリア>)

2024年1月1日実施

京葉ガス株式会社

## 目 次

1. 対象となるお客さま .....	1
2. 用語の定義 .....	1
3. 適用条件 .....	1
4. 契約の締結等 .....	2
5. 料 金 .....	3
6. 単位料金の調整 .....	3
7. 契約の解約 .....	5
8. 精 算 .....	5
9. 設置確認 .....	6
10. その他 .....	6
[別表1] 料金および消費税等相当額の算定方法 .....	8
[別表2] 料金表1 .....	10
[別表3] 料金表2 .....	14

家庭用ガス温水暖房プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（京葉ガス導管エリア外版）（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

## 1. 対象となるお客さま

この定義書は、株式会社エナジー宇宙の託送供給約款で4.5メガジュール（取手・我孫子）エリアに定められている需要場所に適用いたします。

## 2. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用ガス温水暖房」（以下「温水暖房」といいます。）とは、エネルギー源として当社の都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により、住宅に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。
- (2) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- (3) 「冬期」とは1.2月検針分から4月検針分までをいい、「その他期」とは5月検針分から1.1月検針分までをいいます。

## 3. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 住宅において、温水暖房を使用すること。
- (2) 1. 需要場所におけるガスメーターの能力が1.6立方メートル毎時以下であること。
- (3) この定義書にもとづく契約を4. (3) に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として1.2か月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続すること。
- (4) お客さまは、この定義書にもとづく料金を原則として口座振替、クレジットカードのうち、いずれかの方法により、毎月お支払いいただくこと。

#### 4. 契約の締結等

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 新たにこの定義書にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
- (4) 当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間経過前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、または他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日がこの定義書にもとづく契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。（(5)において同じ。）
- (5) 当社は、お客さまが当社とこの定義書にもとづく契約の最低利用期間の経過前に同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、または延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまは、この定義書にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他のガス料金プラン定義書（付帯型を除きます。）にもとづくガスの使用契約は締結できません。
- (8) 新たにガスの使用を開始する場合であって、当社が3に定める適用条件が満たされていることを確認した場合は、当社または当社の指定した特約店等は、ガスを使用されるお客さまのため、この定義書にもとづく契約を当社

が定める申し込み方法により、ガスを使用されるお客さまに代わって申し込むことができます。

## 5. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、(4)に定める支払期日までにお支払いいただきます。
- (4) 支払期日は、小売約款に定める支払期日起算日から起算して30日目といたします。ただし、小売約款に定める支払期日起算日から起算して30日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月30日)の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。
- (5) お客さまは、当社からの使用量等のお知らせ方法について次の各号に規定する方法を選択していただきます。
  - ①当社の会員サイト「ウイズ京葉ガス」によるお知らせ
  - ②書面によるお知らせ①を選択した場合は、別表2料金表1が適用され、②を選択した場合は、別表3料金表2が適用されます。なお、契約開始後に料金のお知らせ方法を変更する場合は、お客さまは、当社の指定する方法により申し込みいただきます。料金のお知らせ方法の変更は、お客さまからの当該申し出を当社が承諾し、変更手続きが完了した日以降に到来する最初の定例検針日の翌日から実施します。
- (6) 前項①を選択し、また料金等を口座振替の方法によりお支払いいただくお客さまの毎月の料金明細は、会員サイト「ウイズ京葉ガス」でご確認いただけます。なお、書面による領収書の発行を希望される方は、当社の指定する方法により申し込みいただき、当社は所定の手数料を申し受けます。

## 6. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める

基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2および別表3に規定する料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

71,480円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表第1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9604$$

$$+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0393$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

## 7. 契約の解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。ただし4(4)(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。(2)において同じ。)
- (2) お客さまに契約違反があった場合(3に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。
- (3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの定義書にもとづく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)といたします。ただし、同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合(4(4)(5)により、契約の締結に制限を受ける場合があります。)は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

## 8. 精 算

すでにこの定義書を適用のお客さまで、3に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、バリュープラン定義書(バリューほっと<エネルギー宇宙エリア>)に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

## 9. 設置確認

(1) 当社は、温水暖房の設置の有無等、3に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、温水暖房の設置の有無等、3に定める適用条件を満たさなくなった場合には、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書にもとづく契約を解約し、契約終了日以降バリュープラン定義書（バリューほっと<エネルギー宇宙エリア>）を適用いたします。なお、適用されるバリュープラン定義書（バリューほっと<エネルギー宇宙エリア>）の料金表は、この定義書で適用していた5（5）に定める当社からの使用量等のお知らせ方法に準じた料金表とします。

(2) 温水暖房を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、温水暖房を取り外した場合は、この定義書にもとづく契約を解約したものとみなし、7の規定にもとづきこの定義書にもとづく契約を解約いたします。

## 10. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

**1. 実施の期日**

この定義書は、2024年1月1日から実施いたします。

## **[別表 1] 料金および消費税等相当額の算定方法**

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単  
位料金又は6の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料  
金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期  
間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格  
に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29  
日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から  
11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いた  
します。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期  
間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料  
価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期  
間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原  
料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期  
間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原  
料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期  
間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格  
に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期  
間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格  
に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期  
間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格  
に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税})$$

## [別表2] 料金表1

### (1) 適用区分

- 料金表A その他期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B その他期の使用量が20立方メートルをこえ、82立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C その他期の使用量が82立方メートルをこえ、205立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D その他期の使用量が205立方メートルをこえ、511立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E その他期の使用量が511立方メートルをこえる場合に適用いたします。
- 料金表F 冬期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G 冬期の使用量が20立方メートルをこえ、81立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表H 冬期の使用量が81立方メートルをこえ、204立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表I 冬期の使用量が204立方メートルをこえ、511立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表J 冬期の使用量が511立方メートルをこえる場合に適用いたします。

### (2) 料金表

#### ①料金表A (消費税等相当額を含みます)

##### a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	687.97円
-------------------	---------

##### b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	178.81円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,321.40円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	147.13円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,350.04円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	146.78円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,591.80円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.84円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	7,669.54円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	127.86円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	595.27円
-------------------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	158.01円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦料金表G（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,051.60円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.17円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧料金表H（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	1, 3 4 2. 9 8 円
---------------------	-----------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 1. 6 1 円
-------------	--------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑨料金 I (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	4, 2 1 7. 0 5 円
---------------------	-----------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 7. 5 9 円
-------------	--------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑩料金 J (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	7, 3 0 2. 9 5 円
---------------------	-----------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 1. 5 5 円
-------------	--------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

### [別表3] 料金表2

#### (1) 適用区分

- 料金表A その他期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B その他期の使用量が20立方メートルをこえ、82立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C その他期の使用量が82立方メートルをこえ、205立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D その他期の使用量が205立方メートルをこえ、511立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E その他期の使用量が511立方メートルをこえる場合に適用いたします。
- 料金表F 冬期の使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G 冬期の使用量が20立方メートルをこえ、81立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表H 冬期の使用量が81立方メートルをこえ、204立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表I 冬期の使用量が204立方メートルをこえ、511立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表J 冬期の使用量が511立方メートルをこえる場合に適用いたします。

#### (2) 料金表

##### ①料金表A (消費税等相当額を含みます)

##### a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	797.97円
-------------------	---------

##### b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	178.81円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,431.40円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	147.13円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,460.04円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	146.78円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,701.80円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.84円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	7,779.54円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	127.86円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	705.27円
-------------------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	158.01円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦料金表G（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,161.60円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.17円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧料金表H（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1, 4 5 2. 9 8 円
----------------------	-----------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 1. 6 1 円
-------------	--------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑨料金 I (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	4, 3 2 7. 0 5 円
----------------------	-----------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 7. 5 9 円
-------------	--------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑩料金 J (消費税等相当額を含みます)

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	7, 4 1 2. 9 5 円
----------------------	-----------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 1. 5 5 円
-------------	--------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。